

## 【用語の定義】

## ◆要配慮者 &lt;災害対策基本法第8条第2項第15号&gt;

⇒高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者

## ◆避難行動要支援者 &lt;同法第49条の10第1項&gt;

⇒要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要するもの。避難行動要支援者の避難支援等を実施するための基礎とするために作成しておかなければならないのが、**避難行動要支援者名簿**

※避難行動要支援者に該当する範囲については、各市町村にて以下を参考に個人ごとに**総合的に**判断（年齢や世帯状況といった単一の条件で判断するのは適切ではない）

①個人としての避難能力

災害情報の取得能力／避難必要性・方法等の判断能力／身体能力 等

②避難支援の必要性

同居親族の有無／ハザードの分布状況／災害情報の発信状況 等

- ・避難行動要支援者は「自力避難が困難な要配慮者」が対象であることを踏まえ、対象になるか否か／そもそもの要件が適切か を逐次精査。
- ・避難行動要支援者の心身の状況や生活実態は時間経過とともに常に変化しうるので、名簿は常に最新の状態に保つこと（半年～1年毎更新が理想）

## ◆個別避難計画 &lt;同法第49条の14第1項&gt;

⇒避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための計画。作成に当たっては避難行動要支援者本人の同意を要する。

 下図の  のみが、**避難行動要支援者名簿への掲載者＝個別避難計画作成の対象者**

## 要配慮者

生活の基盤が自宅にある要配慮者

災害時に自力避難が可能な要配慮者  
≠避難行動要支援者

例：100歳で独居だが、自力歩行で避難先まで行くことができる高齢者

（※目安として、独力で玄関先まで移動できるか否かで判断することも考えられる）

## 災害時に自力避難が困難な要配慮者

## ＝避難行動要支援者（個別避難計画の作成対象者）

- ★要支援者名簿への掲載にあたり本人同意は不要
- ★希望者のみを名簿に記載する方法（手上げ式）を**唯一の名簿作成手段とすることは適切でない**
- ★平常時の避難支援等関係者への情報提供については、名簿・個別避難計画ともに本人等同意が必要（不要の旨を条例で定めている場合を除く）

例：医療的ケア児者、要介護度5の高齢者等

※ハザードの状況により、同じ介護度でも自力避難が可能か困難かが分かれることもあるので注意が必要

病院への長期入院患者  
社会福祉施設等への入所者  
≠避難行動要支援者